

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和元年8月16日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和元年8月16日（金）午前9時～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

子育て支援課 山口課長、山本主査、伊原主任保健師
 健康課 佐藤課長 飯田主査、山田保健師
 保育課 池内課長 工藤主査補

3 件名

子育て世代包括支援センター設置について

4 会議結果

案のとおり決定する。
 一部修正の上、決定する。
 継続して検討する。
 案を否決する。
 報告を了承する。

5 会議内容

・計画の位置づけはあるか。総合計画やこどもプランには載っているか。
 →総合計画には明確な位置づけはないが、施策評価の中での今後の方向性として令和2年度中の開設を示している。また、令和2年度からの次期子どもプランには利用者支援事業の展開に併せてセンターの開設時期を明記する。

・事業費については財政推計の中で見込んでいるのか。また、会計年度任用職員として積算しているか。
 →財政推計には入っていない。また、付議書の参考情報の事業費は現在の非常勤職員で積算している。

・センターでは、障害の相談があった場合にも対応するのか。
 →すでに手帳を持っている場合等は障害福祉課が対応することになるが、発達に心配があり相談先がわからない場合は、センターの相談窓口を利用することとなる。

・センターの位置づけを明確にするために、条例などが必要になるのではないか。
 →既に設置している自治体は要綱で運用している。今後検討する。

・子育て支援課の現状の体制は給付事務が中心になっている。現状の人数で実際に実施できるのか。
 →職員数や班体制を今後検討する必要があると考えている。

【結論】

・令和3年1月の開設については決定する。
 ・会計年度任用職員に係る事業費の再積算と財政推計への反映、職員配置、組織体制について関係各課と十分協議して調整すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

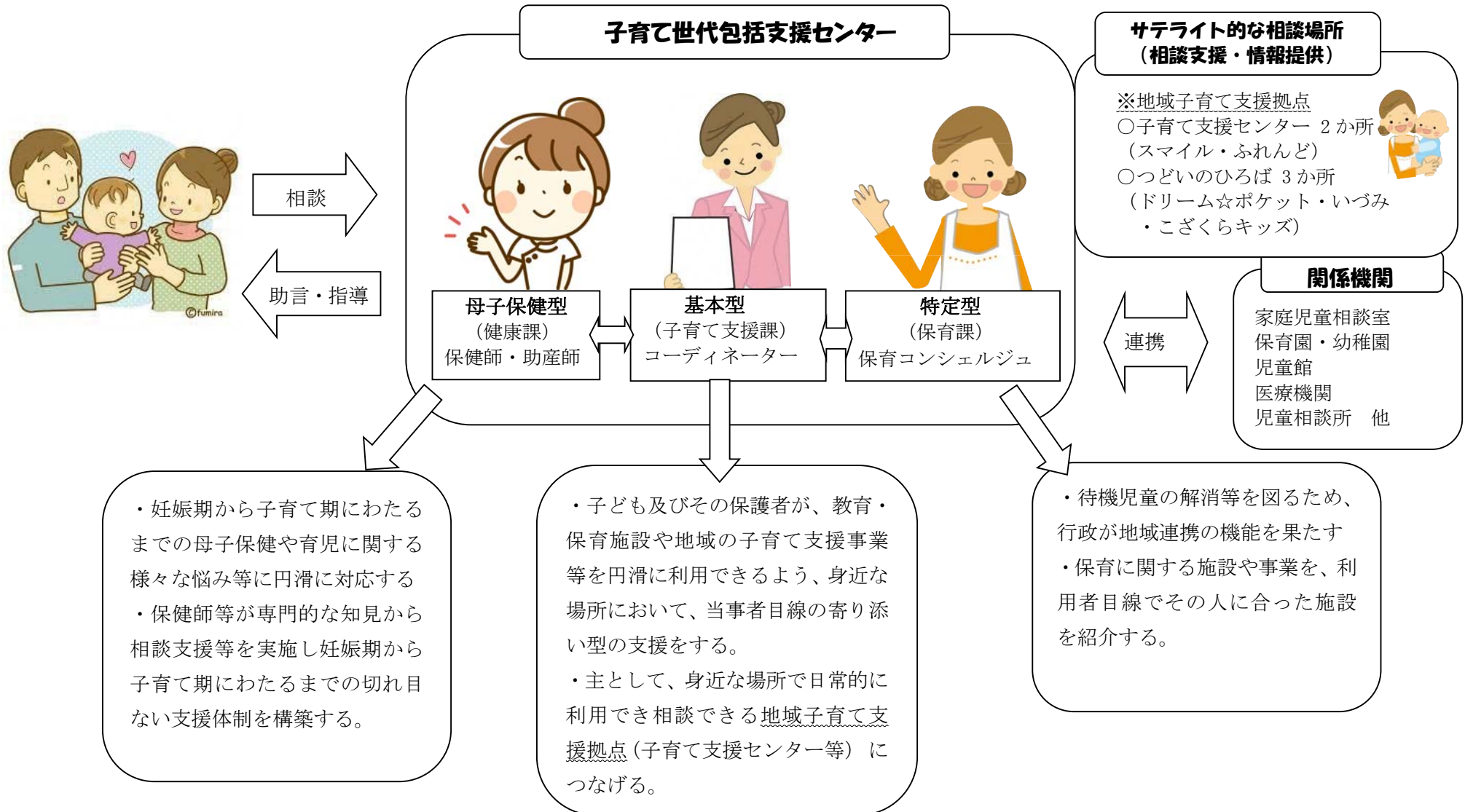
部課名 健康子ども部
子育て支援課 保育課 健康課

件名	子育て世代包括支援センター設置について
現状と課題	<p>子育て世代包括支援センター(以下センター)は母子保健法上定められており、平成26年度以降 国の少子化対策・虐待防止対策として位置付けられ、平成28年度に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、令和2年度までに市町村が設置することが、努力義務として法定化された。</p> <p>平成31年2月時点の県内54市町村の設置状況としては、設置期限の令和2年度までに、52市町村が設置済みまたは設置予定としている。</p> <p>また、国のガイドラインにおいては新たにセンターを立ち上げるのみではなく、既存の組織に「しくみ」として設置することも可とされている。</p> <p>センターの事業内容としては以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握する ② 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行う ③ 支援プランを策定する ④ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行う <p>上記事業内容を行う際に中核となる事業として、子ども・子育て支援法に規定されている「利用者支援事業」に示されている「基本型」・「母子保健型」・「特定型」の事業を、市町村の実情に応じて組み合わせて事業展開をすることが想定されている。</p> <p>市の子育て家庭を取り巻く状況としては、「妊娠届け出書」の記入項目や面接での聞き取りでハイリスク項目に該当した項目数の合計が、3年間で42%増えたことや、H31年度に実施した子育て支援に係るアンケート調査で、子育てに関しての不安感を感じている人の割合が5年前から8.1%増加していた。これらの状況を支援するためには、妊娠中から多様なニーズに適したサービスを紹介したり、支援が必要な子育て家庭が気軽に相談でき、個別性の高いニーズに対応できるよう関係課が連携する必要がある、健康子ども部内関係課でセンターに関する協議を重ねた結果、以下のような課題が出された。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者のサービスのマッチングをする役割の人がいない。 市民が困りごとを相談する際に、家庭状況を把握した上で、サービスのマッチングをする役割のコーディネーターが必要。(ショートステイ、ヘルパー等の福祉サービス、子育て支援センター等の身近な場での相談業務) (2) 相談窓口がわかりにくい 子育て支援に関する業務の担当が3課にまたがるため、市民がどの課にまず相談すればいいのかがわかりにくい。 (3) 3課の情報共有、施策の統括 ケース支援の情報や子育て支援施策の共有や統括が難しく、縦割りの支援に陥りやすい。

付議事案	目的	<p>白井市第5次総合計画の一つである「地域での親や子どもたちの居場所づくりや子育て支援のしくみづくり」の取組の中でセンターを設置することとなり、子育て家庭である利用者にとって切れ目のない支援体制を以下により充実させる。</p> <p>(1)これまでの「母子保健型」「特定型」に加えて「基本型」を実施することにより子育て支援事業(※注1)を給付型ではなく、利用者目線の支援にする。</p> <p>(2)相談窓口をわかりやすくする。</p> <p>(3)子育て支援施策の連携のしくみづくりを進める。</p> <p>(※注1:ショートステイ、ヘルパー等の福祉サービス、子育て支援センター等の身近な場での相談)</p>				
	対応方策	<p>(1) 基本型利用者支援事業の実施</p> <p>①基本型利用者事業を行うことで、子育て支援課の子育て支援事業(※注1)の調整(サービスのマッチング)を行い、市民に必要な支援を届ける仕組みをより充実させる。</p> <p>②子育て支援課に常勤保健師1名(R2.4.1～)とコーディネーターとして非常勤職員(R2.8.1～)を配置</p> <p>(2) 子育て世代包括支援センターを設置(設置時期:R3.1.1)</p> <p>①健康課に妊娠・出産・子育てに関する相談窓口を設置。</p> <p>②主管課を子育て支援課とし、担当者会議等のしくみをつくることでケース等の情報共有や子育て支援施策を統括・評価する体制を整備する。</p>				
論点(決定を要する事項)	<p>(1)基本型利用者支援事業の実施と子育て世代包括支援センターの設置及び設置時期について</p> <p>(2)子育て支援課への常勤保健師の配置と非常勤職員の雇用について</p>					
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【部課長を含む担当課会議】</p> <p>・常勤保健師1名及び非常勤職員が確保できるか。</p>					
スケジュール	<p>令和元年9月 予算要求 補助金申請(母子保健型、特定型利用者支援事業) 事業実施要綱作成</p> <p>令和2年4月 子育て支援課に保健師1名配置</p> <p>令和2年8月 子育て支援課に非常勤職員を採用</p> <p>令和2年9月 補助金申請(基本型、特定型、母子保健型利用者支援事業)</p> <p>令和2年10月 基本型利用者支援事業の研修に非常勤職員が参加</p> <p>令和3年1月 センター設置、基本型利用者支援事業開始</p>					
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	無		報道発表	無	
	議会説明	無		広報・HP等	有	広報、HP
	市民参加	無				
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで				
参考情報	関係法令等	母子保健法、子ども子育て支援法、児童福祉法				
	関係課	子育て支援課 保育課 健康課				
	事業費	<p>令和2年度 2,517千円(8か月分) 内訳:市1/3(839千円)、国・県各1/3</p> <p>令和3年度 3,776千円(1年間分) 内訳:市1/3(1,259千円)、国・県各1/3</p>				

白井市の子育て世代包括支援センター イメージ図

☆利用者支援事業の「基本型」「特定型」「母子保健型」を保健福祉センター内で一体的に実施する



子育て世代包括支援センターの目的

妊産婦・乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産などの各種の相談に応じ、必要に応じ支援プランの策定や、関係機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策のとの一体的な提供を通じて、切れ目のない包括的な支援を行う。

(高齢者の地域包括支援センターのように、担当する部署を設置する必要はなく、切れ目のない支援を提供できる体制が構築できれば良い)

事業内容

1. 妊産婦・乳幼児の実情を把握する
2. 妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導と行う
3. 支援プランを策定すること
4. 保健・医療・福祉の関係機関と連絡調整を行う

白井市での子育て世代包括支援センター

部署として新たに設けることはせず、子育て支援課・保育課・健康課で行っている事業を組み合わせ、連携しながら支援することで、切れ目のない支援を行っていく。

また、身近な相談場所として、地域子育て支援拠点である「子育て支援センター」や「つどいのひろば」と連携し、育児支援を行う。

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
 ▶ 実施市町村数:525市区町村(1,106か所)(平成29年4月1日現在) ▶ 平成32年度末までに全国展開を目指す。
 ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。

